

青丘文庫研究会 月報 No.247

2010年11月1日

青丘文庫研究会 〒657-0064 神戸市灘区山田町3-1-1 (財)神戸学生青年センター内
TEL 078-851-2760 FAX 078-821-5878 <http://ksyc.jp/sb/> e-mail hida@ksyc.jp

①在日朝鮮人運動史研究会関西西部会 (代表・飛田雄一)

②朝鮮近現代史研究会 (代表・水野直樹)

郵便振替<00970-0-68837 青丘文庫月報>年間購読料3000円

※ 他に、青丘文庫に寄付する図書の購入費として2000円/年をお願いします。

<巻頭エッセイ>

曹鉄根の故郷を訪ねて 太田修



曹鉄根とは「韓国併合」直前に山陰線鉄道工事に従事していた朝鮮人労働者である。1908年に22歳の若さで「病没」して兵庫県北部の香美町余部(かみちようあまるべ)に墓が残っている。その80センチほどの墓石の表面には「曹鐵〔鉄〕根之墓」、裏面には次のような文字が刻まれている。

朝鮮慶北比安〔安〕郡朴小ノ人／明治四十一年七月廿■日病歿／行年 廿二才／山田二■建立
(■は不明)

これより、曹鉄根が朝鮮慶尚北道比安郡朴小の出身だったことがわかる。比安郡は今日の韓国地方行政区域名にはないが、越智唯七編『新旧対照朝鮮全道府郡面里洞名称一覧』(1917年)をみると曹鉄根が病没した1908年には確かに比安郡がある。それを今日の韓国地図に落としてみると、慶尚北道義城郡の一部となっている。

私の知る限り、このような古い朝鮮人鉄道労働者の墓はほかに聞いたことがない。この墓は、余部の山西さんが今日まで世話をしてくられた。

実はここまでのことは、以前『朝鮮近現代史を歩く一京都からソウルへ』(思文閣出版、2009年)にも書いたことである。私はその後も、曹鉄根についてもっと調べたいと思い続けていたのだが、この夏、新たな進展があった。

8月25、26日、曹鉄根について何かわかるかもしれないという期待をもち、私は慶尚北道義城郡を訪ねた。義城は、李退溪を祀る陶山書院や河回マウルなどで有名な安東からバスで30分ほど南へ行ったところにある。まず義城郡庁の隣にある義城文化院を訪ねた。事務局長のパク・キョンイルさんが応対してくれ、曹鉄根が死亡したときに旧比安郡だった比安面、亀川面、安溪面、丹北面、多仁面などの電話番号張で丞(チョ)氏の存在を調べたり、面事務所に電話で問い合わせたりしてくれた。結局、「比安郡朴小(バクソ)」という地名は当時も今日も存在しないという結論だったが、亀川面龍蛇里(ヨンサリ)に古くから丞氏が集住していることを教えてくれた。

その日は安東に移動し、ソウル留学時代の友人が勤務する国学振興院を訪ねた。曹鉄根のことや義城文化院で得た助言について話すと、友人は朝鮮時代末期の地理書などを調べてくれた。確証はないが、「比安郡朴小(バクソ)」を丞氏が集住している亀川面龍蛇里だと考えるならば、

1914年の地方行政区域改編以前に龍蛇里は「外西(ウェソ)面」にあったため、曹鉄根の出身地は「朴小」ではなく「外西」だったのではないかと、というのが友人の見たてだった。墓石に刻まれた「朴小」の文字はつぶれかけていてうまく判読できないので、確かに「朴」は「外」の読み違いかもしれない。しかし、その下の「小」がどうしても「西」とは読めず、私は腑に落ちなかった。それを察したか友人は、何か手がかりが得られるかもしれないと安東MBC放送局の記者を紹介してくれた。

翌日、放送局で会ったホン・ソクチュン記者は、さっそく亀川面事務所、龍蛇里の里長、比安面事務所、比安面西部里の里長などに連絡を取り、インターネットでも調べてくれた。その結果、二つのことがわかった。一つは、亀川面龍蛇里の丕氏は「曹(チョ)」氏ではなく豊壤(フンヤン)「趙(チョ)」氏であることである。これで曹鉄根の出身地が亀川面龍蛇里である可能性は低くなった。もう一つは、比安面に「박영(パギョン) (朴淵)」という地名があるが、地元ではもと「박소(パクソ)」と呼ばれていたことである。「박」は「바가지 (瓢箪)」、「소」は「沼」で、瓢箪のように曲がった川の淵という意味になるという。曹鉄根が出身地を何かの書類に書いた際、「박소」を「朴小」と当て字で表記したとするとつじつまが合う。八方ふさがりだったのが、目の前が明るく開けた。

その日の午後、さらなる手がかりを求めて比安面の面事務所を訪ねたが、残念なことに、朴淵にある十数戸の中に曹氏は一人もいないとのことであつた。私が朴淵への行き方をたずねたところ、係長のキム・ヨンギュさんが車で連れて行ってくれた。夏の暑い日でもあり、非常に助かった。面事務所から朴淵まではバスの便もなく、歩けば40～50分はかかるのである。

車から降りて見渡した朴淵は、韓国の田舎に行けばどこにでもあるような、ひと気も車の往来もない、夏草の生い茂る過疎化した農村だった。そして、確かに近くには瓢箪のように曲がった川があつた。「박소(パクソ)」の「박」である。「소」つまり淵の存在は、川の近くまで行かず未確認である。

今回の旅の収穫は、墓石に刻まれた「比安郡朴小」は現在の義城軍比安面西部里朴淵である可能性が高いとわかったことだけだった。ただ、「朴小」を探す過程で出会った人々に彼の墓が余部にあると伝えられたことは、今後の可能性につながるかもしれない。曹鉄根の遺族が見つけるようなことがあればいいのだが。

曹鉄根の墓が残されていることは「韓国併合」100年の歴史の中の細い糸のようなものだが、それを辿ることは、日本と朝鮮半島の人と人のつながりを考えるうえで大切なことだと思っている。



第321回・在日朝鮮人運動史研究会関西部会 (2010. 7. 11)

1945～60年の在日朝鮮人文学—雑誌資料の紹介を中心に—

宇野田 尚哉

本報告では、解放から1960年に至る時期の在日朝鮮人の文学的営みに関係する資料を、雑誌資料を中心として紹介した。1959年には在日本朝鮮文学芸術家同盟(文芸同)が結成され、翌年にはその中央機関誌『문학예술』が創刊されるが、本報告で取り上げたのはそこに至るまでの諸資料である。

おおまかにいえば、解放後の在日朝鮮人の文学的営みは、日本語で創作するか朝鮮語で創作するかという揺れをはらみながら出発し、民戦時代にいったん日本語のほうへ振れたあと、民戦から総連への路線転換ののちにはこんどは朝鮮語のほうへと振れることになる。本報告では、解放後の揺れを示す資料としては『朝鮮新報』紙上・『朝鮮文芸』誌上での金達寿・魚塘論争

を、民戦時代に日本語のほうへ振れるさまを示す資料としては朴元俊による在日朝鮮文学会第4回再建大会の報告を、路線転換後に朝鮮語のほうへ振れるさまを示す資料として当該期の在日朝鮮文学会の機関誌を紹介した。

また、本報告では、1953年初頭以後、民対＝民戦の影響下に数多くの在日朝鮮人サークル誌・同人誌が創刊されたことを指摘し、すくなくとも一部の号の所在を確認できる雑誌として、『デングレ』（大阪：大阪朝鮮詩人集団、1953年2月創刊）、『大同江』（川崎：大同江集団、同年7月創刊）、『荒波』（福岡：福岡県朝鮮人文芸同好会、同年後半創刊）、『樹林』（東京：『樹林』同好会、同年11月再建。朝鮮語誌）、『산울림』（名古屋：愛知県朝鮮人文学サークル、同年12月創刊。朝鮮語誌）、『新脈』（東京：『新脈』同人会、1954年3月？創刊。朝鮮語誌）、『青丘』（名古屋：東海朝鮮文化協会内『青丘』編集委員会、1955年2月創刊）などを紹介するとともに、路線転換により創刊時の前提が大きく変わったことにより、これらの雑誌は途絶／方向転換／軋轢などを強いられることになったことをも指摘した。また、路線転換後に『デングレ』をめぐって生じた軋轢については、当該期の在日朝鮮文学会の機関誌の側から考察することも可能であることを示した。

さらに、50年代後半の雑誌として、姜舜らによる朝鮮語の詩誌『불씨』（1957年1月創刊）や、張斗植らによる日本語の文芸誌『鷄林』（1958年11月創刊）を紹介したが、文芸同が結成されその中央機関誌・支部機関誌が創刊される頃にはこれらの雑誌も停刊となり、文芸同により一元化される状況が生まれたことをも指摘した。

第322回・在日朝鮮人運動史研究会関西西部会（2010.9.12）

在日留學生獨立運動事件關係の新たな資料

—尹東柱事件と東北帝大学生グループ事件の記録—

水野直樹

治安維持法違反で検挙された日本在住朝鮮人の中で留學生が占める比率は、1938年以降、きわめて高くなる。ほぼ半数が留學生であり、1939年には約8割を占めている。これらの事件については、特高警察の記録、あるいは司法省『思想月報』に掲載された判決文などを通じて知ることができるが、もう少し詳しく事件の経過や内容を明らかにし得る資料が眠っていると考えられる。私自身の最近の経験からこれについて紹介することにしたい。

1つは、各地の地方検察庁に保管されている判決文である。1943年京都で尹東柱とともに検挙された宋夢奎の判決文は『思想月報』に収録されているが、分離公判となった尹東柱の判決文はなぜか収録されていない。尹東柱に対する京都地方裁判所の判決文は、現在も京都地検に保管されており、今年春、詩碑建立をめざす市民団体がその閲覧を申請したところ、それが認められた。7月に私もメンバーの一員として判決文を閲覧し、複写もできた。

刑事確定訴訟記録法によれば、刑事事件の判決文は、第一審を担当した裁判所に対応する検察庁（主に地検）に保管し、閲覧請求に応じることになっている。閲覧は制限される場合もあるが、「学術研究のため必要があると認める場合」に閲覧が認められることもある。懲役刑を宣告した判決文は、保存期間50年と定められており、戦前の治安維持法事件はすでに50年以上経過しているが、廃棄されずに今も保管されているものが多いと思われる。歴史資料の保存という点で、今後、廃棄処分にしないよう求める必要があるだろう。

京都地検の職員の話では、判決文は確定日の順番にファイルされているとのことで、閲覧を申請する場合には、刑の確定日を調べておく必要がある。尹東柱の場合は、第一審判決で懲役2年6月を下されたが、上訴権を放棄したため、判決の翌日に確定しているが、高等裁判所や



大審院（現在の最高裁）まで争った事件については、刑の確定日に注意しておかねばならない。

なお、京都地検に保管されている尹東柱の事件に関する記録は判決文だけであり、公判調書や証拠書類などは残念ながら残っていないようである。

2 つ目は、朝鮮人学生が在籍した大学や高等学校などの記録である。私が調べたのは、「在東北帝大学生を中心とする朝鮮民族独立運動グループ事件」とされるもので、アジア・太平洋戦争開始直後の 1941 年 12 月 9 日に検挙が始まった事件である。仙台の東北帝国大学・第二高等学校に学ぶ朝鮮人学生 12 名が検挙され、2 名が治安維持法違反で起訴された。東北帝大に在籍する朝鮮人学生の半数ほどが検挙されるという大きな事件であった。

この事件については、特高警察の記録、起訴された 2 名の判決文など、いくつかの資料を見ることができるが、東北大学に保存されている記録（学生原簿など）から事件の経緯を知ることができると考え、同大学史料館に情報開示を申請した。記録原本の閲覧は認められなかったが、必要な記載内容の情報を教えてもらうことができた。学術目的の調査依頼に対するレファレンスとして可能な範囲での情報提供という形である。また、逮捕・検挙などの情報は 80 年間非公開が原則だが、治安維持法などに関連するものは、「今日の観点からみて明らかに不適切な事由」によるものと判断して、情報を提供するというのが史料館の見解である。

他の大学の場合、学籍簿などは原則非公開としているところが多い。朝鮮独立運動に関わる事件の情報については公開が可能という東北大学史料館の姿勢は、見識あるものと評価できる。今後、大学などで保存されている記録にも注意を向ける必要があろう。

●青丘文庫研究会のご案内●

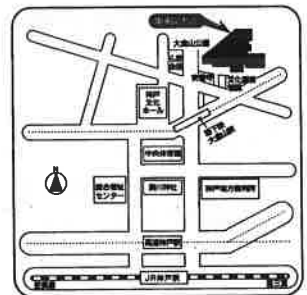
■第 323 回・在日朝鮮人運動史研究会関西部会

11月14日（日）午後3時～5時

「洛北松ヶ崎の近代と朝鮮人労働者」

高野昭雄

※会場 神戸市立中央図書館内 青丘文庫 TEL 078-371-3351



【今後の研究会の予定】

12月12日（日）在日、近現代史とも発表者未定。研究会は基本的に毎月第2日曜日午後1～5時に開きます。報告希望者は、飛田または水野までご連絡ください。

【月報の巻頭エッセイの予定】

12月号以降は、小野容照、梶居佳広、高正子、斉藤正樹、坂本悠一、砂上昌一、高野昭雄、全淑美、塚崎昌之。よろしくお願いします。締め切りは前月の10日です。

【編集後記】

- 『在日朝鮮人史研究』40号が発行されました。在日朝鮮人運動史研究会が年1回発行している雑誌です。今号は282頁の特大？号です。定価2520円。価2000円で販売します。購入希望者は、郵便振替<00970-0-68837 青丘文庫月報>で送料160円とあわせて、2160円を送金ください。（飛田 hida@ksyc.jp）